

# 官庁施設の環境保全性基準 新旧対照表

(傍線の部分は改定部分)

新	旧
<p data-bbox="507 401 1107 453" style="text-align: center;"><b>官庁施設の環境保全性基準</b></p> <p data-bbox="635 464 979 499" style="text-align: center;">(令和7年3月改定版)</p> <p data-bbox="706 625 902 653" style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p data-bbox="252 663 365 690">1.1 目的</p> <p data-bbox="276 697 1350 800">この基準は、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="252 842 448 869">1.2 用語の定義</p> <p data-bbox="276 875 1350 1297">(1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) この基準において「環境負荷低減」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。 (3) この基準において「特定事務庁舎」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第11条</u>第1項に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設をいう。 (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性又は資源の枯渇の防止に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。</p> <p data-bbox="685 1371 923 1398" style="text-align: center;">第2章 基本事項</p> <p data-bbox="252 1409 418 1436">2.1 基本方針</p> <p data-bbox="276 1442 1350 1509">官庁施設の環境保全性については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="252 1551 661 1579">2.2 環境保全性に係る性能の項目</p> <p data-bbox="276 1585 1350 1724">(1) 環境保全性に係る性能は、環境負荷低減性及び周辺環境保全性とする。 (2) 環境負荷低減性に係る項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成する。 (3) 周辺環境保全性に係る項目は、地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成する。</p> <p data-bbox="252 1766 750 1793">2.3 環境保全性の水準及びその検証方法</p> <p data-bbox="276 1799 1350 1902">環境保全性の水準は、次によるものとし、(1)及び(2)については、当該水準を満たしていることを検証する。ただし、建築物省エネ法<u>第20条</u>各号のいずれかに該当する官庁施設については、この限りではない。</p> <p data-bbox="299 1934 403 1961">(以下略)</p>	<p data-bbox="1638 401 2237 453" style="text-align: center;"><b>官庁施設の環境保全性基準</b></p> <p data-bbox="1765 464 2110 499" style="text-align: center;">(令和4年3月改定版)</p> <p data-bbox="1843 625 2039 653" style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p data-bbox="1383 663 1495 690">1.1 目的</p> <p data-bbox="1406 697 2481 800">この基準は、官庁施設に求められる環境保全性の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="1383 842 1578 869">1.2 用語の定義</p> <p data-bbox="1406 875 2481 1297">(1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) この基準において「環境負荷低減」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。 (3) この基準において「特定事務庁舎」とは、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）<u>第12条</u>第1項に基づく、建築物エネルギー消費性能確保計画における建築物の用途の区分が「事務所」又は「税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの」のみに該当する延べ面積が2,000㎡以上の官庁施設をいう。 (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性又は資源の枯渇の防止に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。</p> <p data-bbox="1822 1371 2059 1398" style="text-align: center;">第2章 基本事項</p> <p data-bbox="1383 1409 1549 1436">2.1 基本方針</p> <p data-bbox="1406 1442 2481 1509">官庁施設の環境保全性については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="1383 1551 1792 1579">2.2 環境保全性に係る性能の項目</p> <p data-bbox="1406 1585 2481 1724">(1) 環境保全性に係る性能は、環境負荷低減性及び周辺環境保全性とする。 (2) 環境負荷低減性に係る項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル及び省エネルギー・省資源により構成する。 (3) 周辺環境保全性に係る項目は、地域生態系保全及び周辺環境配慮により構成する。</p> <p data-bbox="1383 1766 1881 1793">2.3 環境保全性の水準及びその検証方法</p> <p data-bbox="1406 1799 2481 1902">環境保全性の水準は、次によるものとし、(1)及び(2)については、当該水準を満たしていることを検証する。ただし、建築物省エネ法<u>第18条</u>各号のいずれかに該当する官庁施設については、この限りではない。</p> <p data-bbox="1424 1934 1528 1961">(以下略)</p>